成年後見制度のまとめ

社会福祉法人ゆずり葉
第4回親亡き後研修会

平成28年3月26日
弁護士　生田秀

目次

1. 成年後見制度の復習
2. シンポジウム～成年後見制度の実例～利用してみて感じたこと
3. 親亡き後計画作成

(c)Law Office Navias All Rights Reserved.

成年後見人は何をする？

1. 本人に代わって本人のために契約の締結等の財産行為や財産管理を行う(**代理権**)。

2. 後見人の同意がなければ本人は有効に取引をすることができない(**同意権**)。

3. 本人が誤って不利益な取引をしてしまった場合には、取消権を行使して契約の取消しをする(**取消権**)。

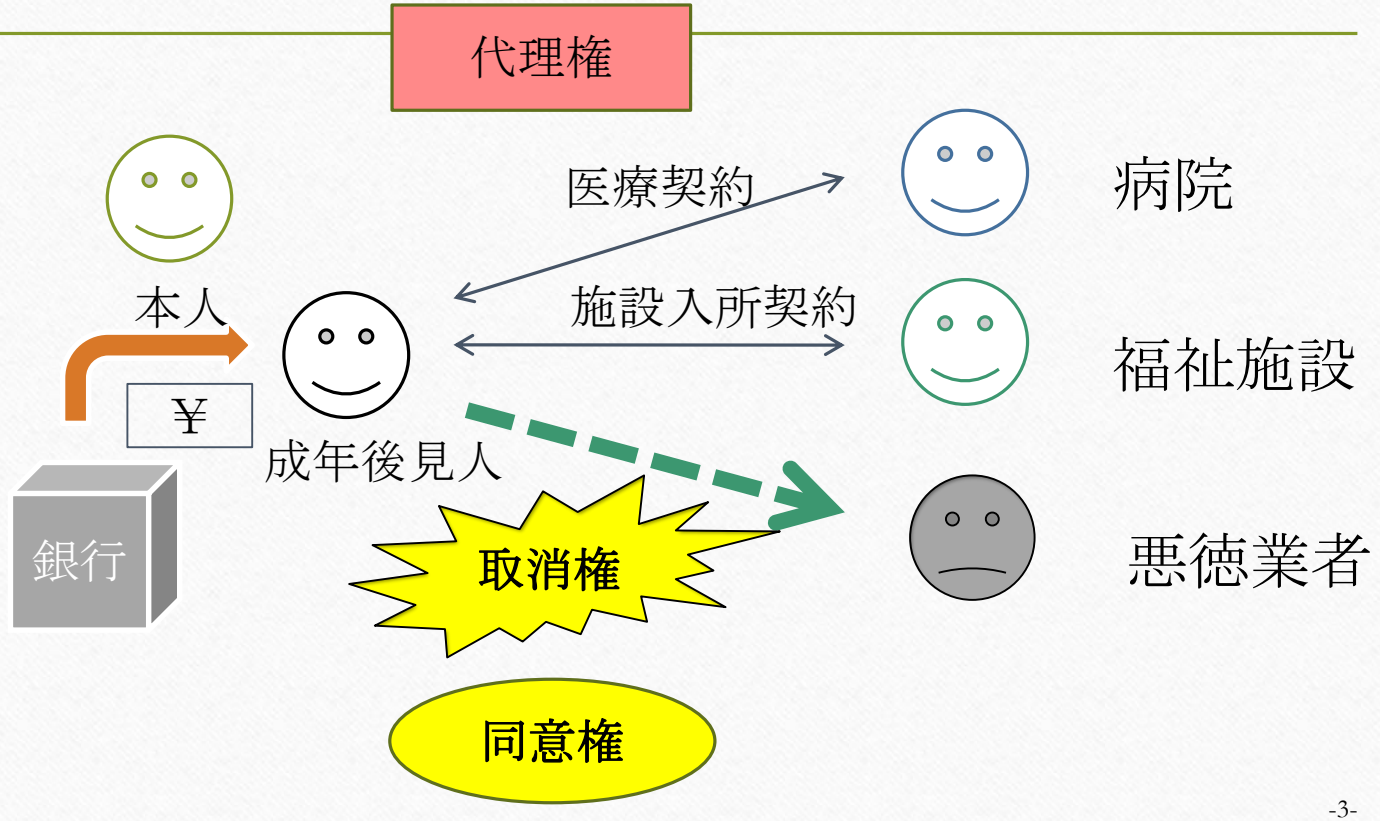

(c)Law Office Navias All Rights Reserved.

親亡き後に備えて
【成年後見制度を活用する】

- Q. 成年後見制度を利用するメリットとデメリットは？

メリット	デメリット
・成年の子が行ってしまった財産的行為（詐欺被害や不要な高額の買い物等）について、取消権を行使できる。 ・本人に代わって施設入所や旅行、銀行口座の開設等の契約を行うことができる。	・家庭裁判所への報告が必要になる（年1回程度） ・家庭裁判所に後見開始の申立てをする必要がある ・財産を区別して管理する必要がある

※いずれも未成年の間は親権に基づき本人が行った契約を取り消したり、親が本人に代わって契約することができたが、成年になった後はできない

➡ 親が現在やっていることを、第三者に託すという観点

(c)Law Office Navias All Rig

親亡き後に備えて
【成年後見制度を活用する】

- Q.　知的障がい者の場合、後見、保佐、補助、どれを利用すればいいの？
- A.　ご本人の能力によりケースバイケースですが、概ね以下の区分が目安になると言われています。

最重度・重度の方	後見	精神上の障害により事理を弁職する能力を欠く常況にある者	・・・日常の買い物も一人では難しい
中度の方	保佐	精神上の障害により事理を弁職する能力が著しく不十分な者	・・・日常の買い物くらいは一人でできるが、不動産の処分や金銭の貸し借りなど重要な財産の管理をすることは難しい。
軽度の方	補助	精神上の障害により事理を弁職する能力が不十分な者	・・・日常の買い物はもちろん、重要な財産の管理も自分でできるかもしれないが、任せてよいか不安がある

(c)Law Office Navias All Rights Reserved.

親族後見方式

- 親が後見人になる。確実であり金銭的負担も無い。ただし、あまりに親が高齢だと家裁が選任しない場合があり得る。

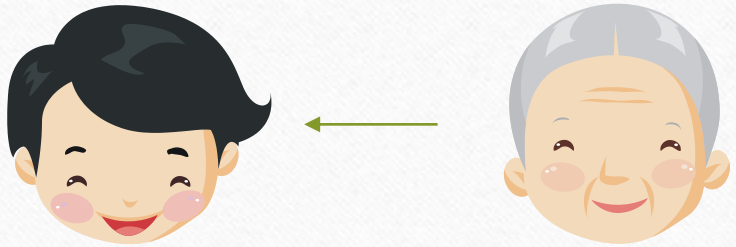

後見人

専門職後見方式

- 専門職(弁護士、司法書士、税理士、社会福祉士など)が後見人になる。管理する財産額に応じて月額の報酬はかかってしまう。

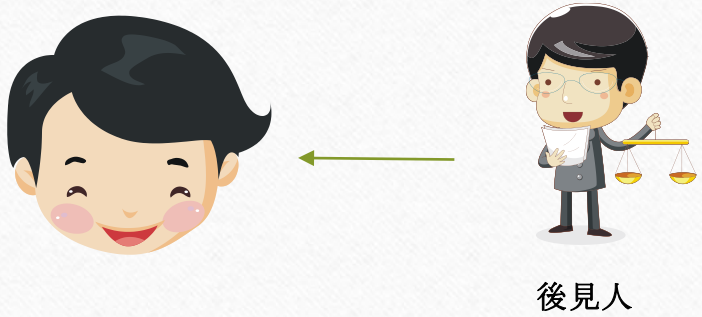

親亡き後に備えて
【成年後見制度を活用する】

・親族が後見人になった場合の報酬は？
法律上は報酬の付与を申し立てることが可能だが、あまり多くない。

- Q.　専門家を後見人にした場合の報酬は？
- A.　基本は月２万円程度（東京家裁）。管理財産額や特別な行為をした場合に増額。本人の財産から拠出されます。

管理財産額	月額報酬
1000万円以下	2万円
1000万円超～5000万円以下	3万円～4万円
5000万円超	5万円～6万円

※身上監護に特別困難な事由があった場合は上記の50％の範囲で割増し
※訴訟、遺産分割等、特別な行為を行って本人の財産を保全した場合は個別に増額
※専門職後見人が複数いる場合は、上記を複数人で按分

(c)Law Office Naitai All Rights Reserved

複数選任方式

- 親に万一のこと(事故、病気、死亡)があったときに備えて、もう一人後見人をつけておく(親＋α)

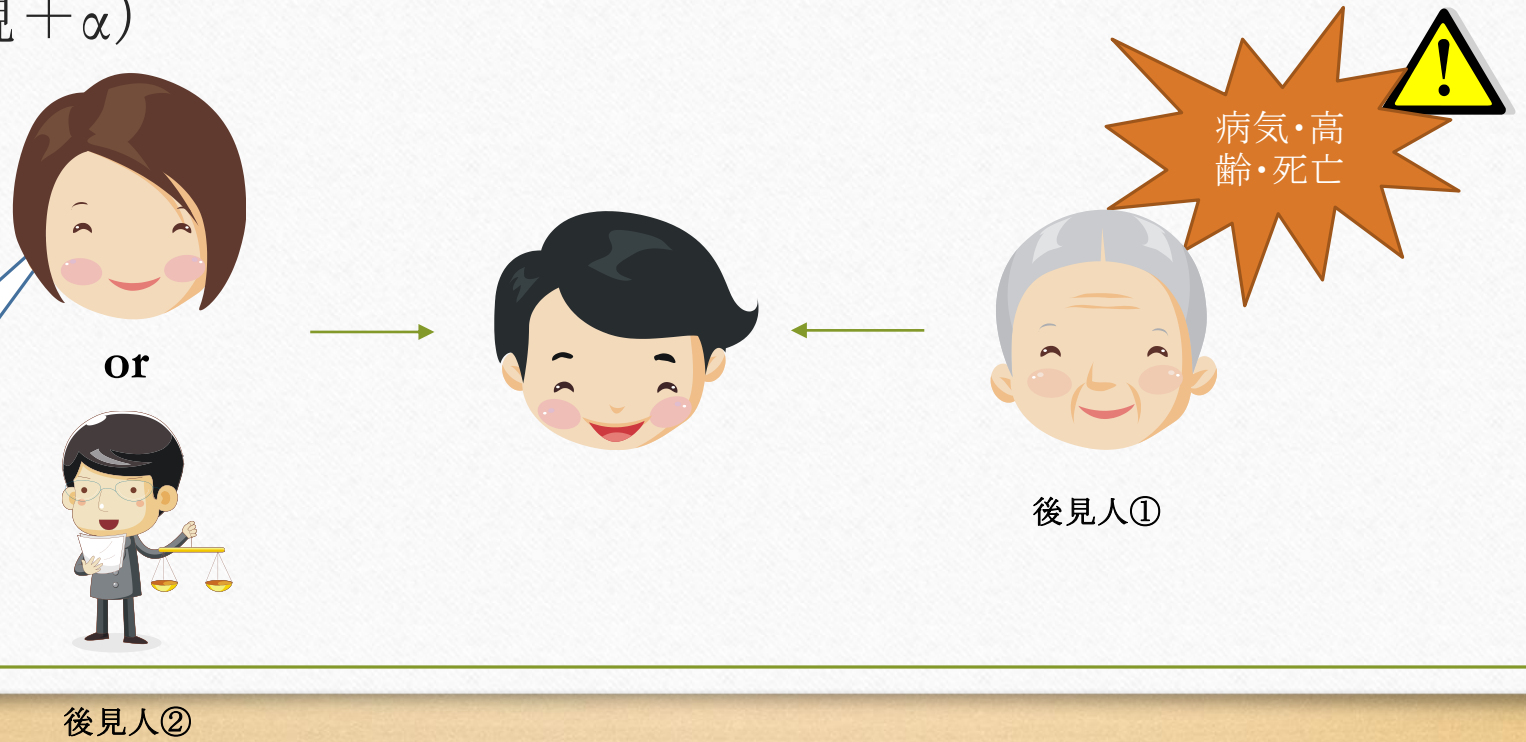

<u>複数選任のメリット</u>

親が元気な間は親が財産管理を行い、親に万一のことがあったり、判断能力が低下した場合は、もう一人の後見人にバトンタッチする
→円滑な移行が可能

リレー方式

- まず親が後見人になる。高齢や病気のため負担が大きくなってきたときに他の親族または専門職にバトンタッチする。

後見人

辞任

選任

or

後見人

そろそろ厳しくなってきた・・・
というときに、親は後見人を辞任し、家裁に対して新たな後見人の選任の申立てをする。

親の死亡後に選任（成年後見）

- 親が死亡した場合に、他の親族が申立人となって成年後見の申立てをする（申立てが円滑にできるように予めお願いをしたり、後見人候補者を見つけておく必要がある。）

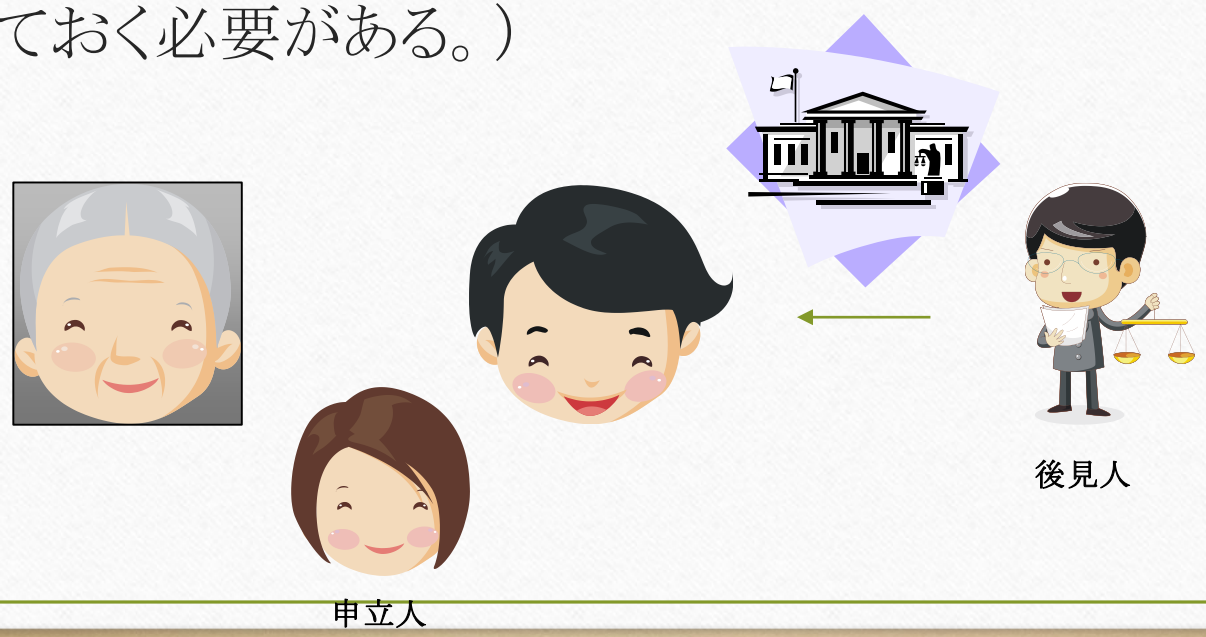

親が死亡した時点で子が未成年のときは「未成年後見人」の選任が必要。

正直なところ・・・

親が死亡した後の後見人選任は大変・・・

- 誰が後見人選任の申立てをする？
- 後見人候補者を誰にする？
- 申立てにかかる費用を誰が負担する？（親の銀行口座は凍結。後見人選任前は子の口座から引き出すこともできない。）
- 後見人が選任されるまで2－3ヶ月。その間、子の施設費や生活費はどうする？
- 親の財産・子の財産がいくらあるのか不明→財産の調査をしなければならない。
- 子どもの情報についての引継ぎも無い。
- 遺産目当てに「自分が後見人になる」と言い始める親族が現れる・・・

これだけは必要！

- 信頼できる後見人候補者をみつけておくこと（親族または専門職）
  - 候補者なしで申立てをすると、家裁がリストから選任
- 子どもの特性や好き嫌い、生活面で気をつけること、協力者、これまでの成育の履歴など後見人に引き継ぐためのメモを残しておくこと
- 親の財産の目録を作成し、相続の計画を立てておくこと

実例・親亡き後

- Aさんの場合
  - Aさんは統合失調症で母親と実家で暮らしていたが、母親が死亡。弟が実家に行ったときには実家がゴミ屋敷状態。加えて、怪しい「何でも屋」が実家に出入りして、ゴミ処分代や買い物代として多額の金員をAさんに支払わせていたことが判明。
  - 弟が後見申立て。現在、Aさんは施設で暮らしている。
  - Aさんの母親は公正証書遺言でAさんに多めの遺産を残していた。信託銀行が遺言執行者に選任されており、スムーズに遺産分割をすることができた。

実例・親亡き後

- Bさんの場合
  - Bさんは統合失調症で入退院を繰り返しながら、病院の支援で地域生活をしている。収入は障害年金のみで収支はぎりぎりである。
  - Bさんの母親名義の多額の遺産（土地、アパート、預貯金など）が10年以上、遺産分割されていない。
  - 後見人が就任した後、遺産分割調停の申立てを行った。

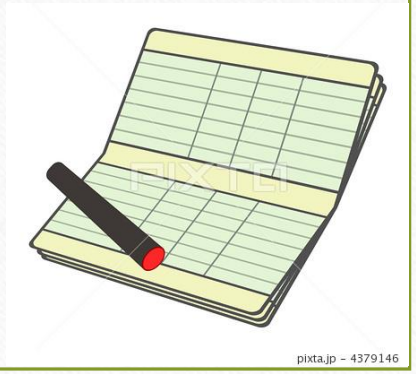

実例・親亡き後

- Cさんの場合
  - Cさんは統合失調症と軽度知的障害がある孫を、その子の母親から引き取って長い間育ててきた。
  - Cさん自身が高齢になったため、孫の将来が心配。
  - Cさんは大半の財産を孫に遺贈する公正証書遺言を作成し、司法書士を遺言執行者にした。
  - また、孫は財産管理ができないため、社会福祉士を孫の補助人として選任した。

シンポジウム

成年後見制度の実例
～利用してみて感じたことなど～